

# 第四次庄内町役場環境配慮行動計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

平成 28 年 3 月

庄 内 町

# 目次

1	基本的事項	
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画の目的	1
(3)	計画の位置付け	2
(4)	計画の期間及び基準年度	2
(5)	計画の対象範囲	2
(6)	計画の対象とする温室効果ガス	3
(7)	温室効果ガスの排出係数	3
2	温室効果ガス排出等の状況	
(1)	温室効果ガス排出量の実績	4
(2)	基準年度（平成 25 年度）の状況	4
3	計画の目標	
(1)	温室効果ガスの総排出量の削減目標	5
4	具体的な取り組み	
(1)	個人単位での取り組み	6
(2)	組織（所属）での取り組み	6
(3)	その他の取り組み	7
5	計画の推進	
(1)	推進体制	7
(2)	点検・管理	8
(3)	公表	8
	【資料 1】庄内町役場環境配慮行動計画推進体制表	9
	【資料 2】庄内町役場環境配慮行動計画対象施設等一覧	10
	【資料 3】排出係数一覧（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条）	12

## 1 基本的事項

### (1) 計画策定の背景

私たちの社会は、地域の気候や風土を背景にかたちづくられています。地球規模で温暖化が深刻な問題となっています。地球温暖化は、気温や海水温の上昇のみならず、異常気象や大雨、干ばつの増加などのさまざまな気候の変化をともなっています。その影響は、生物活動の変化や水資源や農作物への影響など、自然生態系や私たちの生活に被害が及んできています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などでより深刻な影響が生じると考えられています。

地球温暖化の支配的な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度は急激に増加しました。

地球温暖化対策の国際的な取組みは、1997年(平成9年)に京都で開かれた第3回条約締約国会議(COP3)で、先進国に温室効果ガスの排出削減を義務付ける合意文書(京都議定書)がまとめられました。同議定書で定められた日本の削減目標は、2008～2012年の5年間の平均排出量を規準年(二酸化炭素については1990年)に比べて6%削減が義務付けられました。これらの国際的な動きを受けて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)が平成10年10月に公布、平成11年4月に施行され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。また、最近では2015年11月にパリで開催された第21回締約国会議(COP21)で、日本は2030年までに26%の削減(2013年度比)という約束草案が提出されています。

本町では、温対法に基づく計画として、「第一次庄内町役場環境配慮行動計画」を平成19年1月に策定し、町の事務事業に関し温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。その後、「第二次庄内町役場環境配慮行動計画」(平成22年～平成24年)、「第三次庄内町役場環境配慮行動計画」(平成25年～平成27年)それぞれにおいて具体的な目標を設定し、削減のための取り組みを続けてきました。

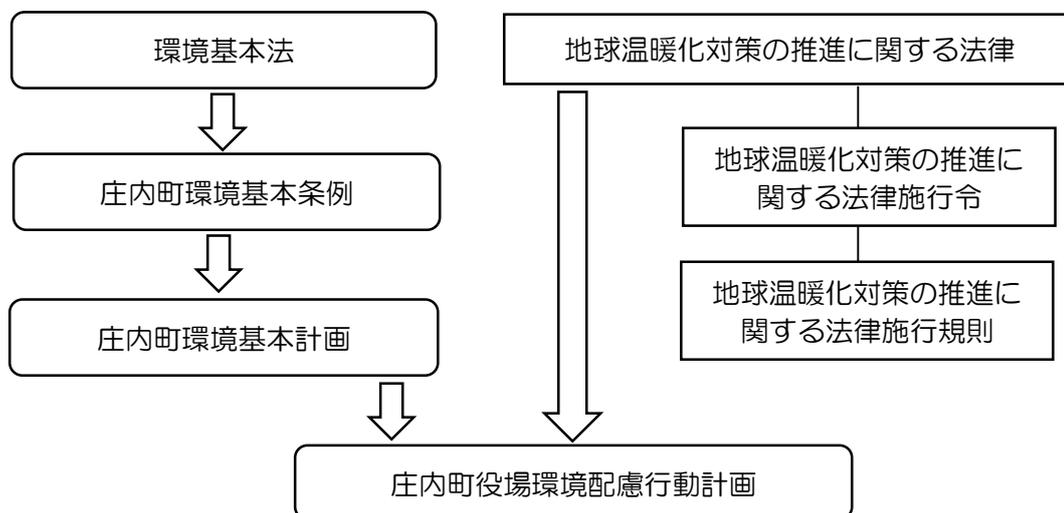
これまでの経過を踏まえ、環境行政を推進する主体の一つとして更なる温室効果ガスの削減の取り組みを推進していくため、「第四次庄内町役場環境配慮行動計画」(以下、「第四次行動計画」という。)を策定するものです。

### (2) 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画として、これまでの庄内町環境配慮行動計画に引き続き、町自らが行う事務事業の中で温室効果ガス排出量の削減のための具体的な取り組みを推進していきます。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、「庄内町環境基本計画」における基本目標「地球環境を守るため行動するまち」及び重点プロジェクト「地球温暖化防止活動の推進」実現のため、町が自らの事務事業に対し具体的な取り組みを推進していきます。



### (4) 計画の期間及び基準年度

計画の期間は平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの5年間とし、目標の基準年度を平成 25 年度（2013 年度）とします。ただし、計画策定の前提となった自然的、社会的条件に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行い、適切に対応することとします。

### (5) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、町が行う全ての事務事業及び町が所有する全ての施設（指定管理者施設を含む）を対象とします。

#### 施設例

分類	対象施設	管理部局
事務系部門	庁舎・保健センター等	町長部局
事業系部門	水道施設・下水道施設・ガス施設・風力発電所等	町長部局
町民サービス系部門	保育園・幼稚園・学校・学校給食共同調理場・バス事業・公民館・体育施設・文化施設・観光施設・公園等	町長部局 教育委員会部局
公用車		所管課

※対象外とする事務事業、施設

- ・ 他者に委託して行う事務事業
- ・ 建設工事等の一時的な事業
- ・ 公営住宅
- ・ 公共施設にテナントとして入居している事業者

## (6) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項において規定された削減対象となる7種類とします。ただし、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>は本町の事務事業からの排出がほとんどない、或いは実態把握が困難であるため、算定の対象からは除外します。

温室効果ガスの種類（温対法第2条第3項）

ガス種類	発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) ※対象	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、対象とされる7種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
メタン (CH <sub>4</sub> ) ※対象	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O) ※対象	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン (HFC) ※対象外	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン (PFC) ※対象外	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> ) ※対象外	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> ) ※対象外	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。

## (7) 温室効果ガスの排出係数

庄内町役場ではこれまで温室効果ガス排出量の算定にあたっては、計画取り組みの効果を把握できるように排出係数を固定しデフォルト値を用いて算出してきました。しかし「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き（平成26年3月環境省地球環境局）」及び「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成27年4月環境省地球環境局）」において、より実態に即した算定を行うため、最新の排出係数を用いることとしています。これにより平成27年算定より最新の排出係数を用いて算定しており、第四次計画についても温室効果ガス排出量の算定にあたっては排出係

数を固定せずに行います。

## 2 温室効果ガス排出等の状況

### (1) 温室効果ガス排出量の実績

町の事務事業に伴う温室効果ガス排出の平成 22 年からの状況は図 1 のとおりです。

図 1



※第三次行動計画までは、暦年を算定期間として排出量を算出。  
 ※排出量にメタン、一酸化二窒素に係る排出は含まれておりません。  
 ※平成 22～26 年は排出係数固定値、平成 27 年は最新の排出係数を用いて算出しています。  
 ※平成 27 年に公用車（バス事業等を除く）に係る排出は含まれておりません。

### (2) 基準年度（平成 25 年度）の状況

町の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量を把握するため、基準年について温対法施行令に基づく最新の排出係数を用いて再算定し、メタン及び一酸化二窒素に係る排出を加算しています。

平成 25 年度総排出量は 4,265.6t-CO<sub>2</sub> となっており、温室効果ガスの種別では二酸化炭素が全体の約 92%を占めています。エネルギー種別では、電気が約 60%、次いで都市ガスが約 14%となっています。

#### ①温室効果ガス種別排出状況

温室効果ガス種別	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	3,928.4	92.1
メタン (CH <sub>4</sub> )	174.2	4.1
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	163.0	3.8
計	4,265.6	100.0

## ②エネルギー種別温室効果ガス排出状況

エネルギー種別	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
電気	2,550.2	59.8
都市ガス (12A)	611.7	14.3
灯油	356.8	8.4
重油	65.9	1.5
ガソリン	94.3	2.2
軽油	214.8	5.0
下水等処理過程	199.3	4.7
廃棄物 (堆肥生産)	130.2	3.1
その他 ※	42.4	1.0
計	4,265.6	100.0

※その他 LPガス、車両走行に伴う排気ガス、都市ガス製造過程、水道使用に伴う間接的な排出など

## ③事務事業分類別温室効果ガス排出状況

部門別	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
事務系部門	362.3	8.5
事業系部門	1,409.7	33.1
町民サービス部門	2,402.4	56.3
公用車	91.2	2.1
計	4,265.6	100.0

## 3 計画の目標

### (1) 温室効果ガスの総排出量の削減目標

庄内町役場が行うすべての事務事業により排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成25年度（2013年度））と比較して、平成32年度（2020年度）に5%削減する。

項目	基準値 基準年度：平成25年度	目標値 平成32年度
温室効果ガス総排出量	4,265.6 t-CO <sub>2</sub>	5%削減 (4,052.3t-CO <sub>2</sub> )

## 4 具体的な取り組み

### (1) 個人単位での取り組み

#### ①エネルギー使用量削減の取り組み

- ・業務上必要な照度を確保し、昼休みや時間外はできる限り消灯する。
- ・OA機器類は省エネモードを活用するほか、長時間使用しない場合は電源を切る。
- ・公用車の適正管理に努め、エコドライブを徹底する。
- ・公務出張時、公共交通機関の利用や相乗りを推奨し、近距離の移動はできるだけ徒歩や自転車を利用する。
- ・ガスコンロでの湯沸しを適正に行う。
- ・定時退庁を心がけ、エネルギーの削減を推進する。

#### ②節水に関する取り組み

- ・トイレでの不要な二度流しを自粛する。
- ・洗車、食器洗い、歯磨きの際は、水をこまめに止める。

#### ③廃棄物の削減に関する取り組み

- ・印刷やコピーは常に両面印刷を心がけ、必要枚数を確認し行う。
- ・コピー用紙の裏面利用を徹底する。
- ・文書等の電子化に努め、不要な印刷はできる限り行わないようにする。
- ・使用済み封筒やファイル類の再利用に努める。
- ・廃棄書類の分別を徹底し、紙類の資源化に努める。
- ・マイボトル、マイ箸、マイバッグ持参に努める。

### (2) 組織（所属）での取り組み

#### ①エネルギー使用量削減の取り組み

- ・庁舎の効率的な利用を進め、事務室の適正配置に努める。
- ・冷暖房機器の適正運転に努めます（室温：冷房 28℃、暖房 19℃）。
- ・電気ポットやコーヒーマーカーは使用しない。
- ・LED 等省エネ型照明機器の導入に努めます。

#### ②省エネルギー設備等の導入

- ・施設の新設や増改築にあたっては、省エネルギー、省資源化、長寿命化を重視した仕様の設備システムを導入し、環境負荷の低減に配慮する。
- ・事務機器等の導入更新の際は、省エネルギー型を推進する。
- ・公用車更新の際は、低排出ガス車や低公害車の導入に努める。

#### ③グリーン購入の推進

- ・製品等の購入及び役務の提供に際しては、環境省が示す最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき調達する。
- ・使い捨て製品の購入を控え、リサイクル製品や詰替え可能な製品を選択する。

#### ④公共工事における環境配慮

- ・公共工事は、発注者として仕様に基づき、環境の保全と環境負荷低減に努める。
- ・建設副産物の有効利用と適正処理を図る。

#### ⑤職員の意識啓発

- ・日頃から環境への配慮を心がけ、積極的に「環境に対する負荷低減意識」を取り入れる。
- ・職員の環境保全に対する意識を啓発するため、職員研修を計画的に実施する。
- ・イントラネット等を活用した環境に関する情報提供を行い、職員の意識向上に努める。
- ・環境配慮行動推進リーダーが中心となり、取組み達成に向けた進捗管理、声掛け等を行う。

### (3) その他の取り組み

#### ①エコオフィス運動

例年6月1日から9月30日まで夏季エコオフィス運動、11月1日から3月31日まで冬季エコオフィス運動を実施し、冷暖房の適正温度管理の徹底、クールビズやウォームビズの励行等、省エネルギーに努める。実施期間については上記期間を基本とするが、天候や気温、電力需要の状況等を勘案し決定するものとする。

#### ②ノーマイカーデーの推進

例年4月から10月までの18日から24日をノーマイカーデー期間とし、徒歩、自転車、相乗り、公共交通機関を積極的に利用し、自家用車の使用抑制に努めるものとする。

## 5 計画の推進

### (1) 推進体制

計画の着実な進捗管理と目標達成のため、以下のとおり全庁的な推進体制を整備する。

#### 環境管理本部

本部長	町長	計画の策定及び改定の決定に関すること
副本部長	副町長、教育長	本部長の補佐に関すること
環境管理責任者	保健福祉課長	実施状況の把握に関すること 進捗管理の本部長への報告に関すること
本部員	各課等の長	各課等の実施状況把握に関すること 計画の推進体制整備に関すること
事務局	保健福祉課環境係	事務事業に係る報告等の取りまとめに関すること 進捗状況の取りまとめと公表に関すること 計画の運営上必要な事項に関すること

実行部門

実行部門長	各課等の長	計画の推進と整備に係る総括に関すること
環境配慮行動推進員	課長補佐（係長）、 各施設係長	各職場における実施状況の管理及び使用量等の点検報告に関すること
環境配慮行動推進 リーダー	実行部門長が選任 した職員	各職場における具体的な取り組み推進と、実施状況及び使用量等の報告に関すること

(2) 点検・管理

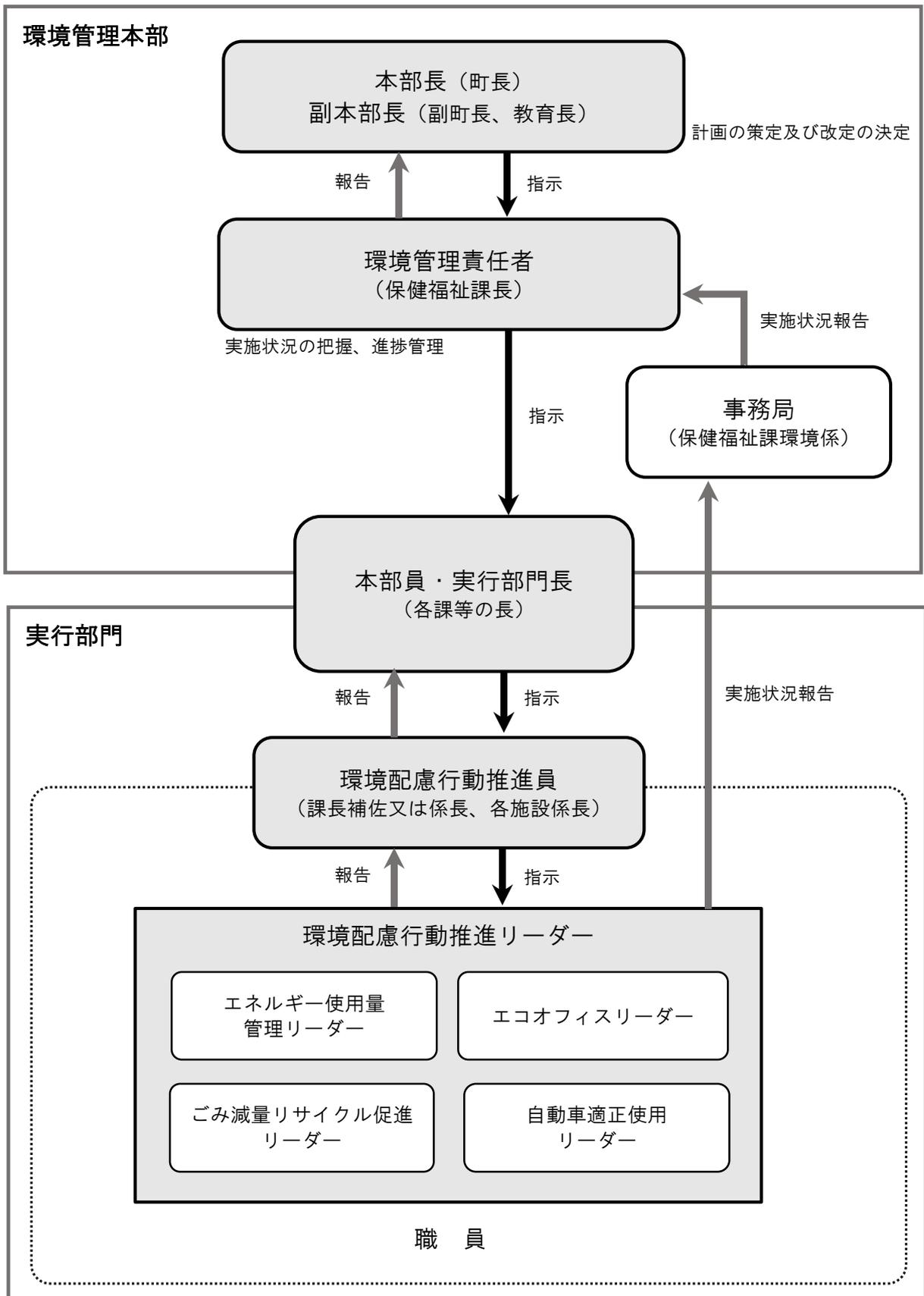
環境配慮行動推進リーダーは、各職場におけるエネルギー使用量等について定期的に取りまとめ、環境配慮行動推進員に報告し、年度実績について事務局に「報告書」を提出する。環境配慮行動推進員は、報告をもとに各職場における実施状況の点検管理に努めます。

全庁的な取り組みの実施状況については、各職場からの報告に基づき、事務局で取りまとめを行い環境管理本部において総合的な評価を行います。

(3) 公表

第四次行動計画の進捗状況、評価結果及び温室効果ガス排出量については、「庄内町役場環境配慮行動計画年次報告書」を作成し、庄内町ホームページで毎年公表する。

【資料1】庄内町役場環境配慮行動計画推進体制表



## 【資料2】庄内町役場環境配慮行動計画対象施設等一覧

### 1 事務系部門

本庁舎	西庁舎	立川庁舎	余目保健センター	企業課庁舎
-----	-----	------	----------	-------

### 2 事業系部門

施設事業名	所管	施設事業名	所管
ガス供給所	企業課	水源地	企業課
上水道施設	企業課	ガス施設	企業課
都市下水道施設	企業課	公共下水道施設	企業課
農業集落排水施設	企業課	簡易水道施設	企業課
コミュニティ防災センター	総務課	消防車両	総務課
町営風力発電所	商工観光課	堆肥生産センター	農林課
道路維持	建設課	除雪	建設課
消雪（余目字大乘向）	保健福祉課	種苗センター	農林課

### 3 町民サービス部門

施設事業名	所管	施設事業名	所管
立川保健センター	保健福祉課	狩川保育園	保健福祉課
清川保育園	保健福祉課	余目第一幼稚園	教育課
余目第二幼稚園	教育課	余目第三幼稚園	教育課
余目第四幼稚園	教育課	狩川幼稚園	教育課
余目第一小学校	教育課	余目第二小学校	教育課
余目第三小学校	教育課	余目第四小学校	教育課
余目中学校	教育課	立川中学校	教育課
学校給食共同調理場	教育課	図書館	社会教育課
図書館分館	社会教育課	文化創造館	社会教育課
余目第一公民館	社会教育課	余目第二公民館	社会教育課
余目第三公民館	社会教育課	余目第四公民館	社会教育課
十六合公民館	社会教育課	中央公民館（狩川公民館）	社会教育課
清川公民館	社会教育課	立谷沢公民館	社会教育課
総合体育館	社会教育課	八幡スポーツ公園（サッカー場・ソフトボール場・多目的広場）	社会教育課
屋内多目的運動場	社会教育課	第二屋内多目的運動場	社会教育課
武道館	社会教育課	体育センター	社会教育課
体操センター	社会教育課	立谷沢体育館	社会教育課
清川体育館	社会教育課	余目グラウンド	社会教育課
南野グラウンド	社会教育課	笠山グラウンド	社会教育課

庄内町テニスコート	社会教育課	庁用バス	総務課
町営バス事業	情報発信課	風車村センター	商工観光課
農林漁業体験実習館	商工観光課	庄内町火葬場	保健福祉課
菁莪庵	社会教育課	大中島自然ふれあい館	社会教育課
亀ノ尾の里資料館	社会教育課	歴史民俗資料館	社会教育課
月の沢温泉北月山荘	商工観光課	北月山ロッジ	商工観光課
北月山ケビン	商工観光課	北月山キャンプ場	商工観光課
庄内町農産物交流施設	農林課	庄内町放牧場	農林課
児童遊園	建設課	農村公園	建設課
町民ふれあい広場	建設課	楯山公園	商工観光課
清川河川公園	建設課	狩川駅トイレ	商工観光課
清川駅トイレ	商工観光課	小出沼農村公園	商工観光課
庄内町まちなか温泉	商工観光課	新産業創造館	商工観光課
カートソレイユ最上川	商工観光課	淡水魚養殖施設	商工観光課
内藤秀因水彩画記念館	社会教育課	日赤バス	保健福祉課
保育園送迎バス	保健福祉課	克雪管理センター	立谷沢出張所
中島ふれあいセンター	清川出張所	ふれあいホーム	清川出張所
松肝ふれあいセンター	立谷沢出張所		

#### 4 公用車

事業系車両、バス事業及びスクールバス等を除く全ての車両を対象とする	所管課
-----------------------------------	-----

【資料3】 排出係数一覧（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条）

	排出係数		政令の発熱量		活動量	参考
	数値	単位	数値	単位		
一号 二酸化炭素(CO2)						
イ:燃料の燃焼に伴う排出					総排出量算定期間に本来の用途に従って使用された当該燃料の量	
一般炭	0.0247	(kg-C/MJ)	25.7	(MJ/kg)		2.33 (kg-CO2/kg)に相当
ガソリン	0.0183	(kg-C/MJ)	34.6	(MJ/l)		2.32 (kg-CO2/l)に相当
ジェット燃料油	0.0183	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.46 (kg-CO2/l)に相当
灯油	0.0185	(kg-C/MJ)	36.7	(MJ/l)		2.49 (kg-CO2/l)に相当
軽油	0.0187	(kg-C/MJ)	37.7	(MJ/l)		2.58 (kg-CO2/l)に相当
A重油	0.0189	(kg-C/MJ)	39.1	(MJ/l)		2.71 (kg-CO2/l)に相当
B重油又はC重油	0.0195	(kg-C/MJ)	41.9	(MJ/l)		3.00 (kg-CO2/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0161	(kg-C/MJ)	50.8	(MJ/kg)		3.00 (kg-CO2/kg)に相当
液化天然ガス(LNG)	0.0135	(kg-C/MJ)	54.6	(MJ/kg)		2.70 (kg-CO2/kg)に相当
都市ガス	0.0136	(kg-C/MJ)	44.8	(MJ/Nm3)		2.23 (kg-CO2/Nm3)に相当
(参考)市内町都市ガス	0.0136	(kg-C/MJ)	41.8605	(MJ/Nm3)		2.09 (kg-CO2/m3)に相当
ロ:他人から供給された電気の使用に伴う排出	事業者別に毎年公表				総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量	
ハ:他人から供給された熱の使用に伴う排出	0.057	(kg-CO2/MJ)			総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量	
二:一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物に限る)	624	(kg-C/t)				2.288 (kg-CO2/t)に相当
(2)廃プラスチック類(合成繊維の廃棄物を除く)	754	(kg-C/t)				2.765 (kg-CO2/t)に相当
(3)廃棄物を原材料とする固形燃料(古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く)	211	(kg-C/t)				774 (kg-CO2/t)に相当
ホ:産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)廃油	796	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)	2,919 (kg-CO2/t)に相当
(2)廃プラスチック	697	(kg-C/t)			総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)	2,556 (kg-CO2/t)に相当
ヘ:その他						
二号 メタン(CH4)						
イ:ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
木材	0.074	(kg-CH4/GJ)	0.0144	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.00107 (kg-CH4/kg)に相当
木炭	0.074	(kg-CH4/GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.00226 (kg-CH4/kg)に相当
ロ:ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)における燃料の使用に伴う排出						
液化石油ガス(LPG)	0.054	(kg-CH4/GJ)	0.0508	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)において使用された当該燃料の量	0.00274 (kg-CH4/kg)に相当
都市ガス	0.054	(kg-CH4/GJ)	0.0448	(GJ/Nm3)		0.00242 (kg-CH4/Nm3)に相当
(参考)都市ガス	0.054	(kg-CH4/GJ)	0.0433	(GJ/m3)		0.00234 (kg-CH4/m3)に相当
ハ:家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう)における燃料の使用に伴う排出						
灯油	0.0095	(kg-CH4/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう)において使用された当該燃料の量	0.000349 (kg-CH4/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0045	(kg-CH4/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000229 (kg-CH4/kg)に相当
都市ガス	0.0045	(kg-CH4/GJ)	0.0448	(GJ/Nm3)		0.000202 (kg-CH4/Nm3)に相当
(参考)都市ガス	0.0045	(kg-CH4/GJ)	0.0433	(GJ/m3)		0.000195 (kg-CH4/m3)に相当
二:自動車の走行に伴う排出						
(1)ガソリン・LPG/乗用車	0.000010	(kg-CH4/km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量	
(2)ガソリン/バス	0.000035	(kg-CH4/km)				
(3)ガソリン/軽乗用車	0.000010	(kg-CH4/km)				
(4)ガソリン/普通貨物車	0.000035	(kg-CH4/km)				
(5)ガソリン/小型貨物車	0.000015	(kg-CH4/km)				
(6)ガソリン/軽貨物車	0.000011	(kg-CH4/km)				
(7)ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-CH4/km)				

二号 メタン(CH4) (つづき)						
(8)ディーゼル/乗用車	0.000002	(kg-CH4/km)		総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量		
(9)ディーゼル/バス	0.000017	(kg-CH4/km)				
(10)ディーゼル/普通貨物車	0.000015	(kg-CH4/km)				
(11)ディーゼル/小型貨物車	0.0000076	(kg-CH4/km)				
(12)ディーゼル/特殊用途車	0.000013	(kg-CH4/km)				
ホ:船舶の航行に伴う排出						
(1)軽油	0.25	(kg-CH4/k)		総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量		
(2)A重油	0.26	(kg-CH4/k)				
(3)B重油又はC重油	0.28	(kg-CH4/k)				
ヘ:家畜の飼養に伴う排出(消化管内発酵)						
(1)牛	82	(kg-CH4/頭・年)		総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数		
(2)馬	18	(kg-CH4/頭・年)				
(3)めん羊	4.1	(kg-CH4/頭・年)				
(4)山羊	4.1	(kg-CH4/頭・年)				
(5)豚	1.1	(kg-CH4/頭・年)				
ト:家畜のふん尿処理等に伴う排出						
(1)牛	24	(kg-CH4/頭・年)		総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数		
(2)馬	2.1	(kg-CH4/頭・年)				
(3)めん羊	0.28	(kg-CH4/頭・年)				
(4)山羊	0.18	(kg-CH4/頭・年)				
(5)豚	1.5	(kg-CH4/頭・年)				
(6)鶏	0.011	(kg-CH4/羽・年)				
チ:水田からの排出	0.016	(kg-CH4/m <sup>2</sup> )				
リ:放牧地における牛のふん尿からの排出	1.3	(kg-CH4/頭・年)		総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数		
ヌ:農業活動に伴う穀・わらの焼却による排出						
(1)穀	0.0021	(kg-CH4/kg)		総排出量算定期間において焼却された当該植物性の穀・わらの量		
(2)わら	0.0021	(kg-CH4/kg)				
ル:埋立処分に伴う排出						
(1)食物くず	145	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)		
(2)紙くず	136	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)		
(3)繊維くず	150	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)		
(4)木くず	151	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの下水汚泥の量(湿重量ベース)		
ロ:下水又はし尿の処理に伴う排出						
(1)終末処理場	0.00088	(kg-CH4/m <sup>3</sup> )		総排出量算定期間に当該処理施設にて処理された下水又はし尿の量		
(2)し尿処理施設	0.038	(kg-CH4/m <sup>3</sup> )				
ワ:浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.59	(kg-CH4/人)		総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員		
カ:一般廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)連続燃焼式焼却施設	0.00095	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)		
(2)準連続燃焼式焼却施設	0.077	(kg-CH4/t)				
(3)バッチ燃焼式焼却施設	0.076	(kg-CH4/t)				
コ:産業廃棄物の焼却に伴う排出						
(1)廃油	0.00056	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)		
(2)汚泥	0.0097	(kg-CH4/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの汚泥の量(湿重量ベース)		
タ:その他						
三号 一酸化二窒素(N2O)						
イ:ボイラーにおける燃料の使用に伴う排出						
一般炭	0.00058	(kg-N2O/GJ)	0.0257	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量	0.000015 (kg-N2O/kg)に相当
木材	0.00058	(kg-N2O/GJ)	0.0144	(GJ/kg)		0.0000084 (kg-N2O/kg)に相当
木炭	0.00058	(kg-N2O/GJ)	0.0305	(GJ/kg)		0.000018 (kg-N2O/kg)に相当
B重油又はC重油	0.000017	(kg-N2O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.00000071 (kg-N2O/l)に相当

三号 一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O) (つづき)							
ロ:ディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く)における燃料の使用に伴う排出							
灯油	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く)において使用された当該燃料の量	0.000062	(kg-N <sub>2</sub> O/l)に相当
軽油	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0377	(GJ/l)		0.000064	(kg-N <sub>2</sub> O/l)に相当
A重油	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0391	(GJ/l)		0.000066	(kg-N <sub>2</sub> O/l)に相当
B重油又はC重油	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0419	(GJ/l)		0.000071	(kg-N <sub>2</sub> O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.000086	(kg-N <sub>2</sub> O/kg)に相当
都市ガス	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm <sup>3</sup> )		0.000076	(kg-N <sub>2</sub> O/kg)に相当
(参考)都市ガス	0.0017	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0433	(GJ/m <sup>3</sup> )		0.000074	(kg-N <sub>2</sub> O/kg)に相当
ハ:ガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)における燃料の使用に伴う排出							
液化石油ガス(LPG)	0.00062	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)	総排出量算定期間において本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関(航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く)において使用された当該燃料の量	0.000031	(kg-N <sub>2</sub> O/kg)に相当
都市ガス	0.00062	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm <sup>3</sup> )		0.000028	(kg-N <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup> )に相当
(参考)都市ガス	0.00062	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0433	(GJ/m <sup>3</sup> )		0.000027	(kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> )に相当
ニ:家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう)における燃料の使用に伴う排出							
灯油	0.00057	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0367	(GJ/l)	総排出量算定期間において本来の用途に従って家庭用機器(こもろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう)において使用された当該燃料の量	0.000021	(kg-N <sub>2</sub> O/l)に相当
液化石油ガス(LPG)	0.00009	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0508	(GJ/kg)		0.0000046	(kg-N <sub>2</sub> O/kg)に相当
都市ガス	0.00009	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0448	(GJ/Nm <sup>3</sup> )		0.0000040	(kg-N <sub>2</sub> O/Nm <sup>3</sup> )に相当
(参考)都市ガス	0.00009	(kg-N <sub>2</sub> O/GJ)	0.0433	(GJ/m <sup>3</sup> )		0.0000039	(kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup> )に相当
ホ:自動車の走行に伴う排出							
(1)ガソリン・LPG/乗用車	0.000029	(kg-N <sub>2</sub> O/km)			総排出量算定期間における当該車両1台当たりの走行量		
(2)ガソリン/バス	0.000041	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(3)ガソリン/軽乗用車	0.000022	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(4)ガソリン/普通貨物車	0.000039	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(5)ガソリン/小型貨物車	0.000026	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(6)ガソリン/軽貨物車	0.000022	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(7)ガソリン/特殊用途車	0.000035	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(8)ディーゼル/乗用車	0.000007	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(9)ディーゼル/バス	0.000025	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(10)ディーゼル/普通貨物車	0.000014	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(11)ディーゼル/小型貨物車	0.000009	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
(12)ディーゼル/特殊用途車	0.000025	(kg-N <sub>2</sub> O/km)					
ヘ:船舶の航行に伴う排出							
(1)軽油	0.073	(kg-N <sub>2</sub> O/kl)			総排出量算定期間における船舶の当該燃料の消費量		
(2)A重油	0.074	(kg-N <sub>2</sub> O/kl)					
(3)B重油又はC重油	0.079	(kg-N <sub>2</sub> O/kl)					
ト:麻酔剤(笑気ガス)の使用に伴う排出							
					総排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量		
チ:家畜のふん尿処理等に伴う排出							
(1)牛	1.61	(kg-N <sub>2</sub> O/頭・年)			総排出量算定期間において飼養された家畜の平均的な頭・羽数		
(2)豚	0.56	(kg-N <sub>2</sub> O/頭・年)					
(3)鶏	0.0293	(kg-N <sub>2</sub> O/羽・年)					
リ:耕地に使用された化学肥料からの排出							
(1)畑	9.74	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)			総排出量算定期間において耕地で使用された化学肥料に含まれる窒素の量		
(2)豚	4.87	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
ヌ:農作物の栽培に使用された肥料からの排出							
(1)野菜	9.74	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)			総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料(化学肥料を除く)に含まれる窒素の量		
(2)水稲	4.87	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
(3)果樹	9.74	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
(4)茶樹	45.6	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
(5)ばれいしょ	9.74	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
(6)飼料作物	9.74	(kg-N <sub>2</sub> O/t-N)					
ル:放牧地における牛のふん尿からの排出							
	0.18	(kg-N <sub>2</sub> O/頭・年)			総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数		

三号 一酸化二窒素(N2O) (つづき)				
ヨ: 農業活動に伴う糞・わらの焼却による排出				
(1) 糞	0.000057	(kg-N2O/kg)		総排出量算定期間において焼却された当該植物性の糞・わらの量
(2) わら	0.000057	(kg-N2O/kg)		
ワ: 下水又はし尿の処理に伴う排出				
(1) 終末処理場	0.00016	(kg-N2O/m3)		総排出量算定期間に当該処理施設にて処理された下水又はし尿の量
(2) し尿処理施設	0.00093	(kg-N2O/m3)		
カ: 浄化槽によるし尿及び雑排水の処理に伴う排出	0.23	(kg-N2O/人)		総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員
ヨ: 一般廃棄物の焼却に伴う排出				
(1) 連続焼式焼却施設	0.0567	(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に当該施設にて焼却された一般廃棄物の量(湿重量ベース)
(2) 準連続焼式焼却施設	0.0539	(kg-N2O/t)		
(3) バッチ焼式焼却施設	0.0724	(kg-N2O/t)		
タ: 産業廃棄物の焼却に伴う排出				
(1) 紙くず又は木くず	0.00056	(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの紙くず又は木くずの量(湿重量ベース)
(2) 廃油	0.0097	(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃油の量(湿重量ベース)
(3) 廃プラスチック類		(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの廃プラスチック類の量(湿重量ベース)
(4) 下水汚泥		(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの下水汚泥の量(湿重量ベース)
(5) 汚泥(下水汚泥を除く)		(kg-N2O/t)		総排出量算定期間に焼却された産業廃棄物のうちの汚泥の量(湿重量ベース)
シ: その他				